

指宿市史 【自然編】

◎執筆にあたっての基本的事項

(1) 市民読者の視点を大切にする

▽市史の大多数の読み手は、指宿市民である。文章を受け取る市民読者の視点を意識し、分かりやすく正確であることはもちろん、「何を知りたいか。何に興味を持つか」読み手の欲求を想像しながら執筆する。

(2) 多様な読者を想定する

▽ふだん学術書を読む機会が少ない読み手に配慮する。専門用語を言い換えたり、具体例を用いたりするなど、表現を工夫するほか、写真や図版を用いて読者の理解を促す。またコラムを用いて正史以外の伝説や物語・個人談（口述歴史）・特定のテーマを紹介し、多様な観点から史実を表す。

(3) 活用される市史とする

▽市史は、論文・広報紙等で引用されるほか、本市の歴史を学ぶ基礎資料となる。活用される市史として、簡潔で分かりやすい文章とする。

◎表記の統一基準について

(1) 記 述

①書式・文体

▽横書きとし、「である」調を基調とする平易な文語体とする。キャプション及び脚注についても、同様とする。

(例)

…である。 …となった。 …であった。…している。 …された。

▽文字数は、22字×39行×2段=1,716文字／頁、文字の大きさは14Qとする。

②句読点

▽適切に付し、かつ、記述が冗長にならぬよう配慮する。

読点は、「、」を使用する。

③表 現

▽「・・・であったらしい」「・・・である模様」など、伝聞推定形の表現は、可能な限

り避ける。

▽難解な表現や専門用語は、極力使用しない。使用する場合には、解説を付ける。簡単なものは本文中に（ ）書きで表記し、解説が長くなるものについては注を付け、別の位置に掲載する。

④構 成

▽見出しのつけ方については、次のとおりとする。

「編」（例＝第一編 自然）→ 「章」→ 「節」→ 「項」

「項」以下の小見出しは任意とする。

（２）漢 字

▽原則として「常用漢字表（平成 22 年内閣告示第 2 号）」を用いる。ただし、人名・地名などの固有名詞、引用文、歴史用語又は特殊な用語など、『指宿市史』の性格上、常用漢字表にない漢字（表外字）も、適宜、許容して用いる。

▽「現代仮名遣い（昭和 61 年内閣告示第 1 号。一部改正：平成 22 年 11 月 30 日内閣告示第 4 号）」による。

（３）送り仮名

▽原則として、「送り仮名の付け方（昭和 48 年内閣告示第 2 号）」による。

①複合の語

▽複合の語を書き表す漢字の、それぞれの送り仮名の付け方による。

◇活用のある語

（例）書き抜く 申し込む 打ち合わせる 若々しい 気軽だ

◇活用のない語

（例）後ろ姿 田植え 日当たり 生き物 預かり金 落ち葉
行き帰り 伸び縮み 売り上げ 取り扱い 申し込み

②その他

▽慣用にしがたって、次の語句に送り仮名は付けない。

◎取締役（×取り締まり役）

◎事務取扱（×事務取り扱い）

◎書留（×書き留め）

◎振替（×振り替え）

◎踏切（×踏み切り）

◎組合（×組合い）

(4) 敬語・敬称

▽文中の人名やその行為等には、敬称及び敬語は用いない。凡例でその旨をふれる。

ただし、皇族及び皇室関係用語で一般的に用いられる用語は除く。(即位・崩御・拝謁・行幸等テレビ・新聞で一般的に使われるもの)

(5) 人 名

▽人名は、一般に広く用いられているものを使用し、必要に応じ、() 内に雅号、本名、通称等を示す。

(6) 地 名

▽歴史的な地名を示す場合、その時代に用いられたものを使用し
必要に応じて() 書きで現在の地名を付記する。

(7) 漢字・仮名の用例

①一般用例

▽原則として、「公用文における漢字使用等について（平成 22 年内閣訓令第 1 号）」による。

ア 代名詞は、原則として、漢字で書く。

(例) 彼 誰 何 僕 私 我々

イ 副詞・連体詞は、原則として、漢字で書く。

(例) 必ず 少し ~~既に~~すでに 直ちに 甚だ 再び 全く 最も 専ら 余
り 至って 大いに 恐らく 必ずしも 辛うじて 極めて 殊に ~~更に~~
さらに 少なくとも 絶えず互いに 例えば 次いで 努めて 常に 初め
て 果たして 割に 概して 実に 切に 大して 特に 突然 無論 明
るく 大きな 来る 去る 小さな 我が(国) 全て ~~僅か~~わずか

(例外) 次の副詞は、原則として、仮名で書く。

かなり

ふと

やはり

よほど

ウ 次の接頭語は、その接頭語が付く語を漢字で書く場合は、原則として、漢字で書き、その接頭語が付く語を仮名で書く場合は、原則として、仮名で書く。

例＝御案内(御+案内) 御調査(御+調査) 御挨拶(御+挨拶)

ごあいさつ ごべんたつ ごもつとも(ご+もつとも)

エ 次のような接尾語は、原則として、仮名で書く。

(例) げ(惜しげもなく) ども(私ども) ぶる(偉ぶる)
 み(弱み) め(少なめ)

オ 次のような接続詞は、原則として、仮名で書く。

(例) ◎おって(×追って)
 ◎かつ(×且つ)
 ◎したがって(×従って)
 ◎ただし(×但し)
 ◎ついては(×付いては)
 ◎ところが(×処が)
 ◎ところで(×処で)
 ◎また(×又)
 ◎ゆえに(×故に)

ただし、次の四語は、原則として、漢字で書く。

◎及び(×及び)
◎並びに(×ならびに)
◎又は(×または)
◎若しくは(×もしくは)

カ 助動詞・助詞は、仮名で書く。

(例) ◎ない(×無い)(現地には、行かない。)
 ◎ようだ(×様だ)(それ以外に方法がないようだ。)
 ◎ぐらい(×位)(20歳ぐらいの人)
 ◎だけ(×丈)(調査しただけである。)
 ◎ほど(×程)(3日ほど経過した。)

キ 次のような語句を、() の中に示した例のように用いるときは、原則として、仮名で書く。

(例) ◎ある(×有る) (その点に問題がある。)
 ◎いる(×居る) (ここに関係者がいる。)
 ◎こと(×事) (許可しないことがある。)
 ◎できる(×出来る) (だれでもが利用できる。)
 ◎とおり(×通り) (次のとおりである。)
 ◎とき(×時) (事故のときは連絡する。)
 ◎ところ(×所) (現在のところ差し支えない。)
 ◎もの(×者) (正しいものと認める。)
 ◎とも(×共) (説明するとともに意見を聞く。)
 ◎ない(×無い) (欠点がない。)

◎なる（×成る）（合計すると一万円になる。）
◎ほか（×他）（そのほか…、特別の場合を除くほか）
◎ゆえ（×故）（一部の反対のゆえにはかどらない。）
◎わけ（×訳）（賛成するわけにいかない。）
…かもしれない（間違いかもしれない。）
…てあげる（図書を貸してあげる。）
…ていく（負担が増えていく。）
…ていただく（報告していただく。）
…ておく（通知しておく。）
…てください（問題点を話してください。）
…てくる（寒くなってくる。）
…てしまう（書いてしまう。）
…てみる（見てみる。）
…てよい（連絡してよい。）
…にすぎない（確認しただけにすぎない。）
…について（これについて熟慮する。）

②外国の地名・人名・外来語

▽原則として、カタカナで書く。ただし、漢字使用圏（中国・台湾・韓国）については漢字を使用する。ただし、「かるた」「さらさ」「たばこ」などのように外来語の意識が薄くなっているものはひらがなとする。

③植物の名称

▽原則として、カタカナとする（漢字使用圏を除く）。

④繰り返し文字

▽「々」は、人々、国々のような場合に用い、事務所所在地のように「事務所」と「所在地」とが直接関連していない熟語の同一文字が重なる場合は用いない。また「ゝ」は原則として用いない。

⑤年の表示

▽和暦を主体とし、年月日は十を使用する。原則として、章の初出には、西暦を（ ）内に表示する。

（例） ◎ 平成 15 年（2003） 10 月 11 日
× 平成 15（2003） 年 10 月 11 日

(8) 数 詞

▽横書きの数字の表記法は、アラビア数字を用いる。特別の場合以外は、壱・弍・参・拾・廿・卅などの数字は用いない。

▽1桁の場合は全角数字、2桁以上は半角数字とする。

①一般数

▽アラビア数字を並べて書き、3桁ごとの位取りの点を入れる。表中の数字など、横書きになる場合はアラビア数字を使用する（この場合、三桁ごとの点は入れる）。

②単位語

ア 数の多い場合には、兆・億・万を入れる。千・百・十は用いない。

（例）5億3,000万600円

~~イ 不確定数詞の場合は、単位語を設ける。~~

~~（例）十余り 約三十人 三十人近く 数百軒 五十年足らず 千円以内~~

③分 数

▽1/3、1/30と表記する。

④数の幅の表示

▽220～400円、850～920年と表記する。

ただし、西暦である期間を表す場合で、間違いの恐れのあるもの以外は下2けたを単位として必要な部分を示す。

（例）◎享保年間（1716～35）

×享保年間（1716～1735）

⑤数量の単位

▽本文中は次のとおりとする。

（例）5mm 10cm 100m 100km 100m² 100m³ 100g 100kg 100ha 100%

~~ただし、パーセントは「%」を使用する。~~

~~（例）◎五%~~

~~——×五%~~

また、次の単位は漢字とする

尺 寸 貫 匁 町 反 畝 歩 石 斗 升 合 勺 坪

(9) 符号・記号

①点の位置・読点

▽原則として原稿どおりとする。ただし、パーレン（ ）に伴う句点「。」については、パーレンの後に入れる。

(例) ◎…であった(「××文書」)。

×…であった。(「××文書」)

▽（ ）あるいは「 」の連結する文章では、読点「、」を略す。

(例)「九州大学」「熊本大学」「鹿児島大学」

②中点「・」

▽名詞の並列の場合に用いる。

(例) 御三家(尾張家・紀州家・水戸家)

東京・大阪・名古屋の3都市

(10) 表・図・写真

▽表の文字は本文より小さくし、見やすくするため可能な限り罫線を略して原則として横組みにする。ただし、縦組みの表が見やすい場合はこの限りではない。

▽表・図は、それぞれ、編単位でまとめて付ける。

(例) 表 1—1 スポーツ施設一覧

図 1—2 人口の推移

▽写真は、番号はつけずに、キャプションのみとする。

(例) ◎池田湖から開聞岳を望む

×写真 2—8 池田湖から開聞岳を望む

(11) 出典の注記

▽本文中の出典名は（ ）でくくり、「氏名・発刊年」を表記する。

(例) (中西 2002)

▽改行で始まる引用文(引用文が長い場合)の出典名は、その末行に入れる。

▽引用文は本文中で出典名を必ず明記する。文章末に引用・参考文献の一覧を付ける。

(12) 引用・参考文献の表示

▽書籍名・雑誌名は『 』でくくり論文名及び文章名などは「 」でくくる。掲載順序は次のとおりとする

①執筆者 ②発刊年 ③「資料名」 ④『書籍名』 ⑤出版社

(例) 中西義昌 2002年「戦国期筑前中南部における領主権力の動向」『福岡地方史研究』40 ○○出版

▽今後の研究にも役立つよう、原稿の段階では参考文献・引用文献については可能な限り

抽出する。原稿には右記情報の他に、その資料名の頁番号まで記載する（書籍に詳細までは掲載しない）。

▽参考資料がWEBサイトである場合、左記のように記載する。

（例）指宿信（2000）「ネット文献の引用方法について」2025年4月18日アクセス
確認用に原稿にはアドレスまで記すこと

（例）<https://privatesoul.com/01_html/isley.html>

（13）引用文

▽本文と同じ大きさとし、本文より頭を2字下げる。本文との間を1行あけずに詰める。

（例）

引用箇所
2字分下げ

できるだけ保ちつつ簡潔に示せば、

当国新納院、同国救二郷等、兼重以下輩濫妨事、忠頭朝臣申状、副具書、如此、
子細見状歟、早追出彼輩、可沙汰居雜掌者天氣如此、悉之、以状、
八月四日 式部少輔（花押）
日向国守護館
（『島津家文書』史料番号一の四五）

となる。これによれば、……

（14）頻出語

◎3カ月（×3か月／×3ヶ月／×3ヵ月）

◎このような中で（×このようななかで）

◎わたる（×亘る）

◎～とともに（×～と共に）

◎子どもたち（×子供達）

◎現：指宿市開聞十町（×現指宿市開聞十町）

（15）ルビ

▽人名や地名などの固有名詞や年号で、読み方の難しいものは、文章の初出の際にルビをつける。

第1節 過去11万年間の活動

この文章はダミーです。国内の医療保険制度は、大正期の「健康保険法」に始まり、戦前の組合方式（任意）を経て、市町村を単位とする任意設立の組合組織による疾病保険制度へと発展している。

本市は、指宿町時代の昭和16年（1941）12月に「指宿町国民健康保険組合」を設立した。また、事前に保険者の加入促進を図るため、国民健康保険制度の趣旨と必要性を示した文書を町内各戸に配布している。なお、同年12月末日の加入者数は20,073人（3,545）で、戸数では約86%の加入率となった。保険料は一人が年11円17銭、初回の収入総額は26,264であった。

昭和23年に、制度の根本的改正が行われ、任意組合は市町村公営を原則とし、住民の強制加入が前提となった。しかし、その制度は脆弱で財政面でも数次にわたる措置が講じられている。後に、国民健康保険制度に対する国の責任が明確化されたことで、制度は安定を見せ始めた。昭和32年に「国民健康保険法」が制定され、同36年4月1日までに、国内に居住する全ての者が何らかの医療保険制度に加入して、所要の保険料の負担のもとで一定の医療給付を受けることができる「国

民皆保険」の仕組みができあがった。

その後、国民健康保険制度は幾度かの改正があり、「老人保健制度」「退職者医療制度」の導入を経て、平成20年（2008）の「後期高齢者医療制度」に移行している。なお、担当である社会保険庁（厚生労働省外局）は、機構改革によって平成21年12月31日に廃止され、同庁の業務は、新たに全国健康保険協会（協会けんぽ）が担当している。

1 巨大カルデラ

●阿多カルデラの活動

この文章はダミーです。国内の医療保険制度は、大正期の「健康保険法」に始まり、戦前の組合方式（任意）を経て、市町村を単位とする任意設立の組合組織による疾病保険制度へと発展している。

本市は、指宿町時代の昭和16年（1941）12月に「指宿町国民健康保険組合」を設立した。また、事前に保険者の加入促進を図るため、国民健康保険制度の趣旨と必要性を示した文書を町内各戸に配布している。なお、同年12月末日の加入者数は20,073人（3,545）で、戸数では約86%の加入率となった。保険料は一人が年11円17銭、初回の収入総額は26,264であった。

表1-1 産業別純生産の推移

区 分	総 計	第1次産業				第2次産業				第3次産業	増加率	
		小計	農業	林業	水産業	小計	鉱業	建設業	製造業		福岡	全国(年度)
昭和26年	418	140	117	13	10	135	72	16	46	143	100	100
昭和30年	591	198	176	12	11	147	59	23	64	246	141.4	165.9
昭和35年度	870	239	190	26	22	201	74	37	89	430	208.1	303.1
昭和40年度	1,832	459	374	37	48	421	55	116	250	953	438.2	597.8
昭和45年度	3,482	605	471	37	96	934	17	293	624	1,943	833	1,358.5
昭和50年度	8,127	1,067	876	49	141	2,276	11	729	1,536	4,783	1,944.3	2,931.6

昭和23年に、制度の根本的改正が行われ、任意組合は市町村公営を原則とし、住民の強制加入が前提となった。しかし、その制度は脆弱で財政面でも数次にわたる措置が講じられている。後に、国民健康保険制度に対する国の責任が明確化されたことで、制度は安定を見せ始めた。昭和32年に「国民健康保険法」が制定され、同36年4月1日までに、国内に居住する全ての者が何らかの医療保険制度に加入して、所要の保険料の負担のもとで一定の医療給付を受けることができる「国民皆保険」の仕組みができあがった。

●小見出し

この文章はダミーです。国内の医療保険制度は、大正期の「健康保険法」に始まり、戦前の組合方式（任意）を経て、市町村を単位とする任意設立の組合組織による疾病保険制度へと発展している。

本市は、指宿町時代の昭和16年（1941）12月に「指宿町国民健康保険組合」を設立した。また、事前に保険者の加入促進を図るため、国民健康保険制度の趣旨と必要性を示した文書を町内各戸に配布している。なお、同年12月末日の加入者数は20,073人（3,545）で、戸数では約86%の加入率となった。保険料は一人が年11円17銭、初回の収入総額は26,264であった。

昭和23年に、制度の根本的改正が行われ、任意組合は市町村公営を原則とし、住民の強制加入が前提となった。しかし、その制度は脆弱で財政面でも数次にわたる措置が講じられている。後に、国民健康保険制度に対する国の責任が明確化されたことで、制度は安定を見せ始めた。昭和32年に「国民健康保険法」が制定され、同36年4月1日までに、国内に居住する全ての者が何らかの医療保険制度に加入して、所要の保険料の負担のもとで一定の医療給付を受けることができる「国民皆保険」の仕組みができあがった。

その後、国民健康保険制度は幾度かの改正があり、「老人保健制度」「退職者医療制度」の導入を



写真1-1 キャプション（令和●年●月撮影）

●小見出し

この文章はダミーです。国内の医療保険制度は、大正期の「健康保険法」に始まり、戦前の組合方式（任意）を経て、市町村を単位とする任意設立の組合組織による疾病保険制度へと発展している。

本市は、指宿町時代の昭和16年（1941）12月に「指宿町国民健康保険組合」を設立した。また、事前に保険者の加入促進を図るため、国民健康保険制度の趣旨と必要性を示した文書を町内各戸に配布している。なお、同年12月末日の加入者数は20,073人（3,545）で、戸数では約86%の加入率となった。保険料は一人が年11円17銭、初回の収入総額は26,264であった。

昭和23年に、制度の根本的改正が行われ、任意組合は市町村公営を原則とし、住民の強制加入が前提となった。しかし、その制度は脆弱で財政面でも数次にわたる措置が講じられている。後に、国民健康保険制度に対する国の責任が明確化されたことで、制度は安定を見せ始めた。昭和32年に「国民健康保険法」が制定され、同36年4月1日までに、国内に居住する全ての者が何らかの医療保険制度に加入して、所要の保険料の負担のもとで一定の医療給付を受けることができる「国民皆保険」の仕組みができあがった。

その後、国民健康保険制度は幾度かの改正があり、「老人保健制度」「退職者医療制度」の導入を経て、平成20年（2008）の「後期高齢者医療制度」に移行している。なお、担当である社会保険庁（厚生労働省外局）は、機構改革によって平成21年12月31日に廃止され、同庁の業務は、新たに全